最終更新日：2017年6月28日

丸紅建材リース株式会社
代表取締役社長　内山　元雄
問合せ先：専務取締役　梶谷　誠
証券コード：9763
http://www.mcml-maruken.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の基本理念として掲げる三項目を踏まえ、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

経営の基本理念

(1)社会・株主に対して存在価値の高い会社を目指します。
(2)顧客より高い評価と信頼を受ける会社を目指します。
(3)厳しい中にも公正で夢と誇りを持てる会社を目指します。

その実現のため、当社は、株主・投資家・取引先・従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築き、企業としての社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－ 4　議決権の電子行使等】

当社は、株主構成の外国人投資家比率が2％程度と低い水準であるため、議決権の電子行使や招集通知の英訳版は作成しておりません。今後は、外国人投資家比率の推移を見ながら必要に応じて検討いたします。

【補充原則4－2－ 1　取締役報酬】

当社の取締役報酬については、監査等委員でない取締役は年額200百万円、監査等委員である取締役は年額100百万円をそれぞれ限度額として定め、以下の通りとしています。

(1)基本報酬としての月例報酬
(2)単年度の業績と連動し、予算達成の可否及び達成度合いを勘案した上で算出する賞与

なお、当社は現在の経営規模を勘案し、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬の制度を導入しておりません。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
【補充原則4－8－ 1独立社外取締役による情報交換】
【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、平成28年6月21日開催の定時株主総会において会社の機関設計を見直し、社外取締役を3名選任しております。なお、独立役員として東証に届出している者は1名であり、複数名の選任に至っておりませんが、その独立役員は弁護士及び公認会計士として幅広い知見に基づき独立した立場で議案の審議に必要な発言を適宜行い、その責務を充分に果たしており、当社の経営において有用に活用されていると認識しております。

【補充原則4－11－3　取締役会の評価】

取締役会の評価については、2017年7月以降自己評価アンケートを実施し、必要な改善を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4政策保有株式に関する方針】

当社は、取引先との良好な関係の維持・強化、資金調達の安定化等を目的として上場株式を保有しており、毎期末の経営会議において、その目的により得られる利益と投資コスト等を総合的に勘案して、保有の可否を判断しています。また、その議決権行使については、議案の内容を個別に精査の上、保有目的に沿った対応をしております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】

(1)当社の取締役が競業取引及び利益相反取引を行う場合は、法令に従い、取締役会において決議した上で行っております。また、その取引条件については、一般の取引と同様に市場価格に基づいて決定しており、その内容を株主総会招集通知や有価証券報告書に開示しております。
(2)支配株主等との関係について
当社の「その他の関係会社」である丸紅株式会社は、当社議決権の35.22%を所有する株主であるため、この議決権を有する株主としての権利を行使することができます。一方で、当社は同社との間で経営の自主性・独自性を確保する旨を定めた覚書を締結しております。従って、同社との取引においても、市場価格等に基づき一般取引と同等に公正に行うこととしており、株主共同の利益を害することのない体制を確保しております。

【原則3－1 情報開示の充実】
1＜経営理念＞

当社は、経営理念として以下の3項目を掲げ、これを役員・従業員に周知徹底させ企業としての社会的責任を果たします。

(1)社会・株主に対して存在価値の高い会社を目指します。
(2)顧客より高い評価と信頼を受ける会社を目指します。
(3)厳しい中にも公正で夢と誇りを持てる会社を目指します。

＜経営計画＞
　２０１６年度から3ヶ年の中期経営計画「成長への新機軸の創造」がスタートしております。
・基本戦略
　「新規戦略投資の推進」、「コア事業の更なる収益基盤強化」、「持続的成長に向けてのインフラ整備」
・最終年度(2018年度)の主要計数目標（連結）
　売上高225億円、親会社株主に帰属する当期純利益12億円、自己資本比率40.0%、NET有利子負債80億円以下、配当性向(連結)25.0%程度、　　年間配当金8.0円

2　本コーポレート・ガバナンス報告書　「1　基本的な考え方」、有価証券報告書「コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照下さい。
3　当社の取締役報酬については、監査等委員でない取締役は年額200百万円、監査等委員である取締役は100百万円を限度額として定め、以下の通りとしています。
(1)基本報酬としての月例報酬
(2)単年度の業績と連動し、予算達成の可否及び達成度合いを勘案した上で算出する賞与
(3)当社は、平成18年6月23日開催の定時株主総会をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。

4　当社は、取締役会において、優れた見識・人格・高い倫理観・優れた経営感覚・全社的な分析判断能力等を有し、自らの資質向上に努め、経営の基本方針に基づき取締役の職務と責任を全うできる人材を、経営陣幹部に選任し、取締役候補として指名する方針です。
5　当社は、株主総会招集通知への役員選任理由の記載は、2015年3月期までは監査役会設置会社での監査役選任議案のみとしていましたが、2016年6月21日開催第48回定時株主総会から、全ての取締役を対象としております。

【補充原則４－１－１　経営陣への委任の範囲】
　当社は、法令及び取締役会規程で定められた事項や重要な経営計画・戦略等の意思決定及び取締役の職務執行の監督を行う取締役会と、その意思決定に基づく業務の執行状況や経営会議規程で定めた事項の審議・報告を行う経営会議を設けており、経営の意思決定と業務執行を分離しております。

【補充原則４－11－１　取締役会の多様性・規模に関する考え方等】
　当社は定款において、監査等委員でない取締役の定数を１０名以下、監査等委員である取締役の定数を5名以下とする旨を定めております。また、社内規程において選任される取締役を、法定の要件を備え、優れた見識・人格・高い倫理観・優れた経営感覚・全社的な分析判断能力等を有し、自らの資質向上に努め、経営の基本方針に基づき取締役の職務と責任を全うできる人材と定めております。なお、現在の取締役会は、代表取締役1名、「営業本部」「工務統括本部(工事・工場・技術)」「経営管理本部」「海外事業部」の各部門に精通した業務執行取締役7名と、監査等委員である社外取締役3名の計１０名で構成し、人材の多様性と適正規模を確保しており、選任の方針・基準もそれに沿ったものとしております。

【補充原則４－11－２　取締役・監査役の兼任状況】
　当社は、有価証券報告書・株主総会招集通知において取締役の他社の兼任状況を開示しております。

【補充原則４－14－２取締役・監査役のトレーニング】
　当社の取締役は、その期待される役割・責務、法令上の権限・義務の理解等に必要な知識の習得や最新情報の入手のため、随時研修会・セミナー等に参加しており、その費用は会社負担としております。

【原則５－１ 株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、定期的な決算説明会は開催しておりませんが、総務人事部を広報担当部署に定め、個人株主や機関投資家等のステークホルダーからの問い合わせに随時対応しております。また、株主区分や保有株数に応じて、担当取締役が直接面談を行う場合もあります。
また、当社は、株主や機関投資家等との面談時は、他の投資家や株主との間で提供する情報に偏りが生じることがないよう、インサイダー取引管理規程を定め、その取扱いに留意しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
丸紅株式会社	11,676,358	34.04
明治安田生命保険相互会社	1,102,000	3.21
丸紅建材リース取引先持株会	957,741	2.79
株式会社りそな銀行	893,600	2.60
みずほ信託銀行株式会社	748,000	2.18
株式会社常陽銀行	748,000	2.18
株式会社みずほ銀行	652,377	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	478,000	1.39
ＪＦＥスチール株式会社	468,160	1.36
青木　達也	466,000	1.35

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の「その他の関係会社」である丸紅株式会社は、当社の議決権の35.22%を所有する株主であるため、この議決権を有する株主としての権利を行使することができます。一方、当社は、経営の独自性を確保するために、丸紅株式会社との間で「経営の関与に関する覚書」を平成17年3月31日付けで締結し、当社の重要事項の決定に当たっては事前の承認・報告を要さない旨を合意しております。
当社と丸紅株式会社を含めた丸紅グループ全体との間での取引高の割合は、売上高、仕入高ともに10%程度であります。また、丸紅株式会社との人的関係は、役員10名のうち転籍者が3名、兼任者が1名、出向者が1名であり、従業員の受入、派遣出向者はおりません。
以上のことより、当社は上場会社として「その他の関係会社」である丸紅株式会社から一定の独立性を確保しているものと認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小野　信	他の会社の出身者							▲				
井ノ上 雅弘	他の会社の出身者							○				
樋口　達	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

小野　信	○		小野信氏は、当社のその他の関係会社である丸紅株式会社出身であり、平成22年6月24日開催の定時株主総会において、当社へ転籍し、平成28年6月21日まで常勤監査役に就任し、その後、平成28年6月21日開催の定時株主総会において、常勤の監査等委員である取締役に就任しました。なお、丸紅株式会社での在籍期間は32年間であります。	小野信氏は、丸紅株式会社での職務を通じて事業会社運営管理などに関する幅広い知識・経験と、法務・財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、また当社での7年間の常勤監査役及び常勤監査等委員経験を通じて当社事業を熟知しているため、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけるものと判断したため、選任しました。 なお、同氏は丸紅株式会社から転籍しており、現在は同社との間に直接の利害関係はなく、また、当社は同社との間で「経営の関与に関する覚書」を交わし、一定の独立性を確保しているため、社外取締役としても一定の独立性を有していると判断し、選任しました。
井ノ上 雅弘	○		井ノ上雅弘氏は、平成23年6月に当社社外取締役に就任し5年間在籍し、その後、平成28年6月21日開催の定時株主総会において監査等委員である取締役に就任しました。 同氏は、当社のその他の関係会社である丸紅株式会社に在籍しており、同社の鉄鋼製品事業本部長、金属資源本部副本部長を兼任しております。なお、丸紅株式会社での在籍期間は32年間となります。	井ノ上雅弘氏は、鉄鋼業及び事業会社運営管理などに関する幅広い知識を有し、また当社での6年間の社外取締役経験を通じて当社事業を熟知しているため、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しました。 なお、同氏は丸紅株式会社の鉄鋼製品事業本部長、金属資源本部副本部長を兼任しております。当社は同社との間で「経営の関与に関する覚書」を交わし、一定の独立性を確保しているため、社外取締役としても一定の独立性を有していると判断し、選任しました。
樋口　達	○	○	独立役員	樋口達氏は、弁護士及び公認会計士としての高度な専門的知識に基づき、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しました。 また、同氏は当社との間に人的・資本的関係取引関係その他の利害関係が無いため、独立役員に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務の補助は、監査等委員会付（使用人）が行っております。当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定については、監査等委員の同意を要することとしております。また、当該使用人の業務執行者からの独立性及び監査等委員会からの指揮命令権の確保については、上述の人事権とあわせ「監査等委員会監査等基準」に定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査等委員会は、監査の実効性・効率性を高めるために、監査部と日常的な情報交換・意見交換及び事業所等の合同監査等を実施しております。さらに、会計監査人も交えて三様監査連絡会を年4回程度開催して、監査計画や監査結果の説明その他必要に応じて意見交換を行い、三様監査間での情報の共有化と相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	１名

その他独立役員に関する事項

当社の独立役員である樋口達氏は、平成２８年６月２１日開催の定時株主総会で監査等委員である取締役に選任されました。同氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める「独立性基準」の要件を充足しているため、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の事業規模等を勘案し、現在は実施しておりません。当社の財政状態や経営成績の推移を見ながら、今後継続して検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成２９年３月期に取締役等に支払った報酬は次の通りです。
　取締役（監査等委員を除く）１０名・・・１４８百万円、取締役（監査等委員）３名・・・１９百万円、監査役３名・・・４百万円
上記金額には、役員賞与引当金繰入額２５百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の額の決定に関しては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、業績等を勘案の上決定しております。
平成２８年６月２１日開催の定時株主総会において決議された限度額は、監査等委員でない取締役は年額２００百万円以内、監査等委員である取締役は年額１００百万円以内であります。また、各取締役への具体的金額及び支給の時期等の決定は、監査等委員でない取締役は取締役会で、監査等委員である取締役は監査等委員会で協議の上決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

当社の社外取締役は３名であり、全員が監査等委員であります。監査等委員会は、代表取締役との意見交換会を定期的に開催し、経営課題・監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うとともに、会計監査人、顧問弁護士との意思疎通を十分に行える体制を確保しております。また、監査等委員会が職務の執行上必要と認める緊急又は臨時の費用は会社の負担とする旨を、監査等委員会監査等基準に定めております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1)業務執行の方法
当社は、取締役会を経営環境の変化に応じて最適な経営体制のもとに機動的に運営する為、監査等委員でない取締役の任期を１年としております。取締役会は、監査等委員でない取締役７名と、監査等委員である取締役３名の合計１０名で構成されており、月１回の他必要に応じて開催しており、法令で定められた事項及び重要な業務執行を決定し、取締役の職務遂行を監督しております。
また、常勤役員及び代表取締役社長に任命されたものにより構成される経営会議を月１回以上開催し、経営方針や業務の執行方針について審議、報告を行い、審議事項については取締役会において付議しております。なお、当社経営にとって重要と判断される稟議案件については、経営管理本部長を委員長とする稟議審議委員会において事前に案件を精査し、その意見を経営会議において報告する手順を踏んでおります。
(2)取締役の報酬
取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により、監査等委員でない取締役全員及び監査等委員である取締役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の監視が働く仕組みとなっています。各監査等委員でない取締役の報酬額は取締役会において、また各監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員会において決定しております。
(3)監査・監督

監査･監督につきましては、監査等委員会を設置しております。監査等委員会は常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名の計3名で構成されていますが、いずれも社外取締役であります。各監査等委員は、会計監査人、監査部と連携し業務監査及び会計監査を実施しております。また、常勤の監査等委員は取締役会及び社内の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び職務執行状況の把握に努めるとともに、適宜意見具申を行っております。なお、監査等委員会は原則毎月1回開催し、重要事項についてに報告、協議、または決議を行っております。
内部監査組織である監査部は、専任者2名を置き年間計画に基き内部監査及び内部統制システム監査を実施しております。
会計監査人につきましては、当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法監査を受けております。なお、平成28年度において業務を執行した公認会計士の氏名等は次の通りです。
業務を執行した公認会計士の指名等
指定有限責任社員　業務執行社員　山本　哲也(監査継続年数　1年)
指定有限責任社員　業務執行社員　福島　力　(監査継続年数　4年)
監査業務に係る補助者の構成　　公認会計士3名、その他8名

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の基本理念として掲げる三項目を踏まえ、経営環境の変化に対応し迅速かつ適切な意思決定を行い、企業価値を向上させるため、現在の企業統治体制を採用しております。なお、当社は平成28年6月21日開催の第48回定時株主総会の決議により、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行しております。
この移行は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有することを通じた、経営監督機能の強化によるコーポレート･ガバナンスの更なる充実、及び取締役会の業務執行決定権限の相当部分を取締役に委任することが可能になることにより、経営の意思決定の迅速性向上を目的とするものであります。
各監査等委員は、会計監査人、監査部と連携して業務監査や会計監査を実施しております。また、常勤監査等委員1名は取締役会以外の重要会議（経営会議、工場長会議等）に出席する他、各関係部署から業務執行の状況を聴取し、これらの内容を他の監査等委員2名へ報告しており、適切な経営監督機能を確保しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月27日開催の第４９回定時株主総会の招集通知につきましては、当社グループ会社の監査に時間を要したため、6月12日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は、例年6月末のいわゆる集中日を避けており、各株主が株主総会に出席し やすい様便宜を図っております。なお、第49期事業年度については、平成29年6月27日に開催致しました。
その他	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のため、株主総会招集通知の東証及び当社ホームページへの掲載については、例年前倒ししておりますが、第49回定時株主総会につきましては、上記理由により発送日当日の6月12日としております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	過去数回程度個人投資家向けの説明会を実施しておりますが、この数年間は実施しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信等東証の適時開示規則に基づ開示資料を開示日当日に当社ホームページに掲載するとともに、主要財務指標、FACTBOOK、有価証券報告書及び株主総会招集通知を掲載し、当社ホームページのIR資料の充実を図っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議した事項は次の通りです。

イ　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 当社は、3つの経営の基本理念の考え方を役員･使用人に周知･徹底させ、企業としての社会的責任を果たします。

b 当社は、コンプライアンス委員会を設置のうえ、コンプライアンス･マニュアルを作成し、コンプライアンス体制を確立しております。また、コンプライアンス体制の一環として当社の顧問弁護士を窓口とする内部通報制度を設け、その周知を図るとともに、社内において研修等を通じ役員･使用人のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

c 内部監査部門である社長直轄組織の監査部は、コンプライアンス体制についての監査を行っております。

d 役員･使用人の職務の執行において法令違反等が生じた場合、役員については取締役会、監査等委員会において、使用人については賞罰委員会に諮った上で、諸規程などに則り、厳正な処分を行っております。

e 当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、その仕組みが適正に機能していることを継続的に評価し、必要に応じ是正を行っております。

f 当社は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に向け、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断しており、そのための社内組織、体制を整えるとともに、外部専門機関との連携を強化しております。

ロ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関しては、「文書管理規程」にて定めております。

b 取締役はそれらの情報を常時閲覧することができます。

ハ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a 取締役及び各職位にある使用人は、「職務権限規程」において明確化された業務分掌に基づいて業務運営を行っております。

b 取締役会は、少なくとも年に1度、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象への対応についてリスク分析を行い、対応体制をレビューしております。

c 工場及び工事現場での事故発生のリスクに備えるため、「安全衛生管理規程」に基づき日常業務を遂行するとともに、環境安全部では、全事業所を対象とした安全衛生管理業務を行っております。

d 与信、情報システム等のリスクに関しては、「与信管理規程」、「情報セキュリティ対策規程」を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行っております。なお、様々な理由に起因するレピュテーションリスクについては、コンプライアンス体制の一層の強化等によりリスク管理を行っております。

e 地震等の大規模自然災害に備えるため、ＢＣＰ（事業継続計画）のマニュアルを作成し、その対応体制を構築しております。

f 子会社の事業運営やリスク管理体制等に関しては、各所管部店長が助言･指導を行っております。

g 監査部は、リスク管理体制についての監査を行っております。

ニ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a 会社の意思決定の効率性を確保するために、「職務権限規程」、「稟議規程」、「予算管理規程」等を定めております。

b 取締役会を月1回以上適宜開催し、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行っております。

c 取締役会の決議による重要基本方針に基づき、当社の経営方針、各業務の執行方針を協議するとともに、取締役会に諮る稟議事項の事前審議を行うため、常勤取締役及び社長が任命した者によって構成される経営会議を設けております。

ホ　当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a 当社は、当社及び子会社をもって企業集団を形成しております。これらの子会社の管理に関しては、「関係会社管理規程」を制定し、内部統制システム体制を整備しております。また、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図っております。

b 子会社については、経営企画部が業務全般を総括するとともに、子会社毎に所管部店を定め、適切な管理を行っております。また、定期的に関係会社連絡会を開催し、その中で各子会社は、業務執行状況や財務状況等を当社に報告しております。

c 当社コンプライアンス委員会及び所管部店は、子会社のコンプライアンス活動の支援及び指導を行っております。当社の顧問弁護士を窓口とする内部通報制度は、全ての子会社の役員･使用人が利用できることとなっております。

d 監査部は、子会社について業務の適正が確保されているかについての監査を行っております。

ヘ　監査等委員会の職務を補助すべき使用人の業務執行を行う取締役からの独立性に関する事項

a 監査等委員会の職務の補助は、監査等委員会付（使用人）が行います。当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定については、監査等委員会の同意を要します。

b 当該使用人の業務執行者からの独立性及び監査等委員会からの指揮命令権の確保については、上述の人事権とあわせ「監査等委員会監査等基準」に定めております。

ト　当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制

a 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告しております。なお、監査等委員会への報告は、原則として常勤監査等委員に対して行っております。

･全社的に影響を及ぼす重要事項
･内部統制に関わる活動概要
･監査部の内部監査の結果
･重要な会計方針･会計基準及びその変更
･コンプライアンス･マニュアルに基づく報告･運用の内容

b 常勤監査等委員が、取締役会以外に出席すべきと判断する重要会議(コンプライアンス委員会、経営会議、全店会議、工場長会議等)について、それらに関わる役職員は事前の連絡等を周知徹底しております。

c 内部通報制度を利用した報告者が不利益な処遇が為されることがないよう会社が保証する旨を、コンプライアンス･マニュアルにおいて定めております。

チ　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a 代表取締役と監査等委員会の意見交換会を定期的に開催し、経営課題･監査等委員会監査の環境整備の状況･監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

b 監査等委員会が、必要に応じて会計監査人・顧問弁護士等との意思疎通を十分に行える体制を確保しております。
c 監査等委員会が職務の執行上必要と認める緊急又は臨時の費用に関しては、会社の負担とする旨を「監査等委員会監査等基準」に定めております。
d 監査部は、監査の方針・計画について監査等委員会と事前協議を行い、内部監査結果の報告を含め、緊密に連携しております。
e 総務人事部法務審査課・環境安全部及び工場管理部は、それぞれ担当するリスク管理に関わる事項を、常勤監査等委員に定期的に報告しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、顧客・市場・社会からの信頼を得るべく、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向け、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しております。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社のコンプライアンス・マニュアルに反社会的勢力に対する基本方針を明記するとともに、反社会的勢力排除に向け次のような体制を整備しております。

a 対応総括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

総務人事部を担当総括部署とし、総務人事部長が不当要求防止責任者となり、事案により関係部署と協議し対応いたします。

b 外部専門機関との連携状況

所轄警察署、警察本部刑事組織防犯対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。また、当社は愛宕地区特殊暴力防止対策協議会に所属し、指導を受けるとともに、情報の共有化を図っております。

c 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

総務人事部が、愛宕地区特殊暴力防止対策協議会や愛宕警察署刑事組織犯罪対策課から反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかの確認に利用いたします。

d 対応マニュアルの整備状況

当社のコンプライアンス・マニュアルの行動指針に反社会的勢力との関係断絶を明記し、全役職員はもとよりグループ各社にもこの行動指針対応マニュアルを配布し、周知徹底を困っております。

e 研修活動の実施状況

コンプライアンス委員会は、毎年、当社及びグループ各社を対象にコンプライアンス研修を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

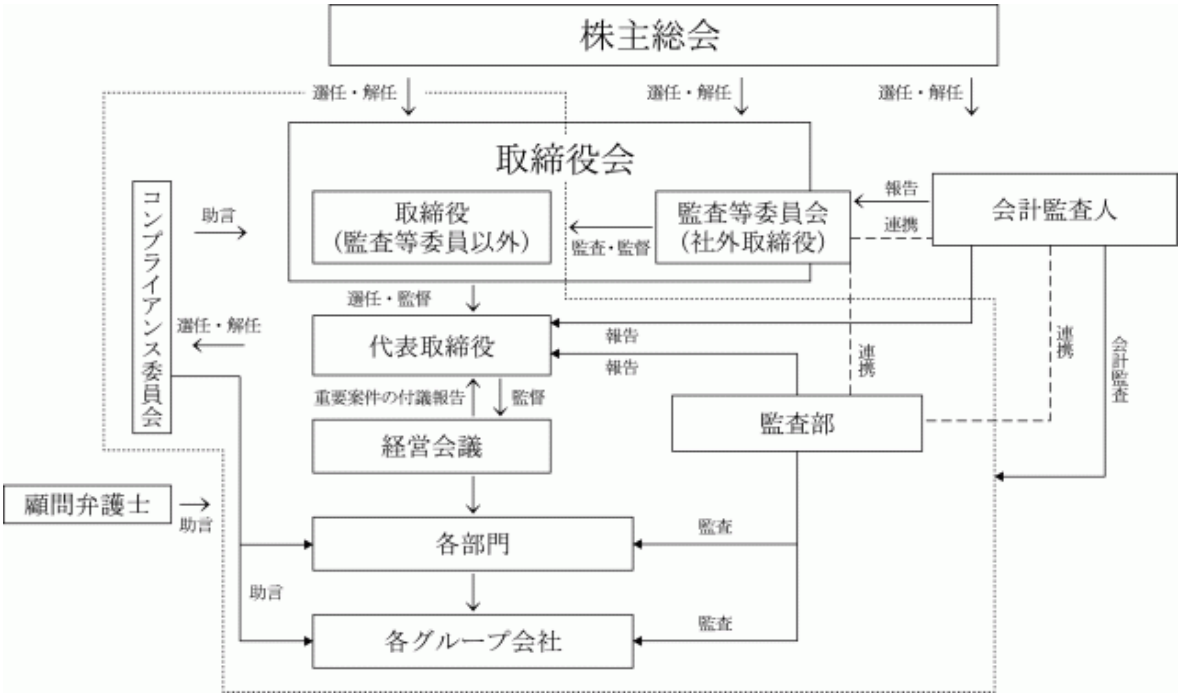
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――



適時開示体制の概要

1. 当社では、会社情報の適時開示に係る情報取扱責任者を、専務取締役 梶谷 誠に定め、適時開示に係る会社情報の統括管理を行っております。

2. 当社では、当社及び当社の子会社における重要な「決定事項」、「発生事実」及び「決算に関する情報」について、金融商品取引法をはじめとした諸法令並びに株式会社東京証券取引所で定めた「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（適時開示規則）」などの諸規則を遵守し、迅速、正確、かつ公平に情報開示を行う社内体制を構築しております。具体的には、「決定事実」及び「決算に関する情報」については、取締役会等の業務執行機関による決議、決定が行われた時点で、また、「発生事実」については、発生後速やかに適時開示を行っております。

3. 以上の適時開示の流れを図式化すると下記の通りであります。

